三十九　関税率表第八四・六〇項及び第八四六六・九三号（第八四・六〇項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの
四十　関税率表第八四・六一項（第八四六一・五〇号を除く。）及び第八四六六・九三号（第八四・六一項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの
四十一　関税率表第八四・六二項及び第八四六六・九四号（第八四・六二項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの
四十二　関税率表第八四・六三項及び第八四六六・九四号（第八四・六三項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの
四十三　関税率表第八四・六四項及び第八四六六・九一号に該当するもの
四十四　関税率表第八四六五・二〇号、第八四六五・九三号、第八四六五・九四号、第八四六五・九六号及び第八四六六・九二号に該当するもの
四十五　関税率表第八四六六・一〇号及び第八四六六・二〇号に該当するもの
四十六　関税率表第八四・六八項に該当するもの
四十七　関税率表第八四・七一項及び第八四七三・三〇号に該当するもの
四十八・四十九　［略］
五十　関税率表第八四・七四項（第八四七四・二〇号、第八四七四・三二号及び第八四七四・九〇号を除く。）に該当するもの
五十一　［略］
五十二　関税率表第八四七七・三〇号、第八四七七・四〇号及び第八四七七・五一号に該当するもの
五十三　関税率表第八四・七九項（第八四七九・二〇号、第八四七九・四〇号、第八四七九・六〇号、第八四七九・七一号、第八四七九・七九号及び第八四七九・八三号を除く。）に該当するもの
五十四　［略］
五十五　関税率表第八四・八一項（第八四八一・八〇号及び第八四八一・九〇号を除く。）に該当するもの
五十六　関税率表第八四・八二項に該当するもの
五十七　関税率表第八四・八三項に該当するもの
五十八　［略］
五十九　関税率表第八四・八五項（第八四八五・一〇号及び第八四八五・八〇号を除く。）に該当するもの
六十　関税率表第八四・八六項に該当するもの
六十一　関税率表第八四・八七項に該当するもの

第九十五条　輸出令別表第二の三第二号の二トに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第八五〇一・二〇号、第八五〇一・三一号、第八五〇一・三三号、第八五〇一・五三号、第八五〇一・六一号、第八五〇一・六二号、第八五〇一・六三号、第八五〇一・六四号、第八五・〇二項及び第八五・〇三項に該当するもの　［新設］

二十六　関税率表第八四・六一項（第八四六一・五〇号を除く。）に該当するもの　［新設］

二十七　関税率表第八四六五・二〇号、第八四六五・九三号、第八四六五・九四号及び第八四六六・九二号に該当するもの　［新設］

二十八　関税率表第八四六六・一〇号に該当するもの　［新設］

二十九・三十　［略］

三十一　関税率表第八四七四・一〇号、第八四七四・三九号及び第八四七四・八〇号に該当するもの

三十二　［略］

三十三　関税率表第八四七七・四〇号及び第八四七七・五一号に該当するもの

三十四　関税率表第八四七九・一〇号、第八四七九・三〇号、第八四七九・五〇号及び第八四七九・九〇号に該当するもの

三十五　［略］

三十六　関税率表第八四八一・一〇号、第八四八一・二〇号及び第八四八一・四〇号に該当するもの

三十七　関税率表第八四八二・四〇号、第八四八二・九一号及び第八四八二・九九号に該当するもの　［新設］

三十八　［略］　［新設］

［新設］

［新設］

第九十三条　輸出令別表第二の三第二号の二ホに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第八五〇一・三三号、第八五〇一・六二号、第八五〇一・六三号、第八五〇二・三一号、第八五〇二・三九号及び第八五〇二・四〇号に該当するもの